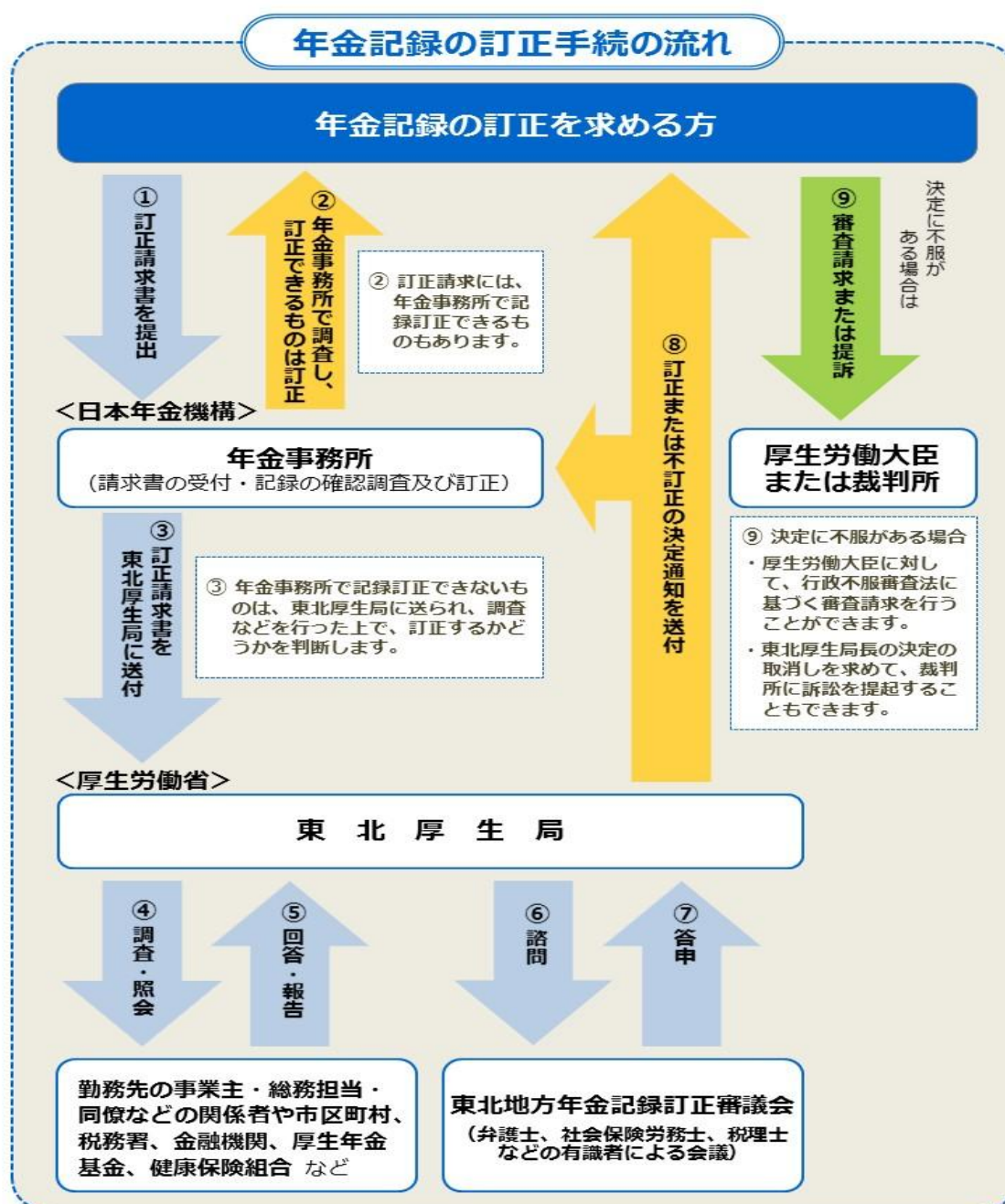


IV 年金審査課

年金審査課は、平成 26 年 6 月の法律改正により、年金記録の訂正請求に関する業務が、総務省（年金記録確認第三者委員会）から厚生労働省に移管されたことに伴い、平成 27 年 4 月に設置され、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する年金記録の訂正の請求に関する業務並びに東北地方年金記録訂正審議会の庶務に関する業務を行っています。

1 年金記録の訂正請求に関する業務

(1) 概要



(2) 実績

年金記録訂正請求書の受付・処理状況

① 受付件数の推移 (単位：件)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年金事務所受付	272	189	211	250	408
東北厚生局処理分	81	71	69	80	131

② 東北厚生局での処理件数の推移 (単位：件)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訂正	50	40	30	32	48
不訂正	19	18	17	21	11
却下	0	0	0	0	1
取下等	15	10	19	21	19
処理件数	84	68	66	74	79

③ 令和7年度処理状況 (単位：件)

区分	訂正請求件数 ()は前年度 からの繰越件数 の再掲	決定の内訳	
			内訳
厚生年金保険	145 (17)	74	訂正（一部訂正含む） 47
			不訂正 8
			却下 0
			取下 19
国民年金	5 (2)	5	訂正（一部訂正含む） 1
			不訂正 3
			却下 1
			取下 0
合計	150 (19)	79	訂正（一部訂正含む） 48
			不訂正 11
			却下 1
			取下 19

2 東北地方年金記録訂正審議会の庶務

(1) 概要

東北地方年金記録訂正審議会は厚生労働省組織令第 153 条の 2 第 1 項に基づき東北厚生局に設置された機関です。審議会における会議は、審議会の運営等に関する重要事項を審議する「総会」と個別の訂正請求事案の調査審議にあたる「部会」があります。

地方年金記録訂正審議会規則第 3 条に基づき任命された有識者の審議会委員が 2 つの部会を構成し、中立的な立場で年金記録の訂正の可否を審議しており、年金審査課は審議会の庶務を行っています。

(2) 実績

① 総会

東北地方年金記録訂正審議会の第11回総会を令和 7 年 4 月 15 日に開催し、以下の議題について審議を行いました。

議 題	1. 東北地方年金記録訂正審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について（報告） 2. 令和 6 年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について（報告） 3. その他
-----	--

② 部会

東北地方年金記録訂正審議会運営規則第 2 条に基づき招集された 2 つの部会で年金記録の訂正の可否を審議し、東北地方年金記録訂正審議会会長から東北厚生局長に答申されました。令和 7 年度の各部会の開催回数及び審議件数は、以下のとおりです。

(単位：件)

	第 1 部会		第 2 部会		合計	
	開催数	審議件数	開催数	審議件数	開催数	審議件数
令和 3 年度	15	34	13	35	28	69
令和 4 年度	11	18	11	40	22	58
令和 5 年度	10	26	11	21	21	47
令和 6 年度	12	32	14	21	26	53
令和 7 年度	11	41	11	19	22	60